

秘密保護法を考える超党派の議員と市民による省庁交渉(第4回勉強会)議事録(20131029版)

日時：2013年10月24日(木) 9:30-11:00

場所：参議院議員会館講堂

対応省庁

内閣官房

橋場健氏(内閣情報調査室参事官)

早川智之氏(内閣情報調査室参事官)

防衛省

大和太郎氏(防衛政策局調査課長)

外務省

鈴木誉里子氏(大臣官房情報防護対策タスクフォース次長)

熊谷裕之氏(大臣官房総務課課長補佐)

警察庁

村田隆氏(警備局警備企画課長)

小林雅哉氏(警備局警備企画課課長補佐)

総務省

福田雅樹氏(人事・恩給局参事官室企画官)

岡亮宏氏(人事・恩給局[服務・勤務時間係]参事官補佐)

質問・発言

国会議員

マスコミ

市民団体ほか

山田議員

お時間になりました。まもなく始めたいと思いますので、ぜひお席におつきいただきますでしょうか。今日は広い会場を借りましたので、前回皆さんから会場が狭くて入りきらないとお叱りをいただきました。なんとか広い会場で今日は余裕があるかと。本日、秘密保護法を考える超党派の議員と市民の会ということで、実は第2回目の省庁交渉、省庁レクというのをさせていただきます。勉強会としては4回目になります。今日初めての方もいらっしゃると思いますので、少し趣旨を説明しながら中身に入っていきたいと思います。今回、政府のほうではですね、いわゆる秘密保護法というものを国会のほうですけど、閣議が明日予定されていて、たぶん臨時国会にこの法案は出てくると思います。ただ、我々国会議員、また市民、それからマスコミも含めてですね、まだまだ中身についての理解が足りないのではないかと。こんな反省がございます。いろんな世論調査を見ても、

この法案に関して中身をよく知っているというのが、国民の中でも 2 割ぐらいという数字も出ております。こういう状態のなかで、この法案が審議されるということは、まずいというふうに考えでありまして、急遽この呼びかけ人 16 名、今いますが、を中心にですね、この勉強会というのを立ち上げました。ただ、ぜひ理解していただきたいのは、今回のこの一連の会の趣旨はですね、決して反対とか賛成という以前に、中身をしっかり理解していこう、その上で、皆さんの態度、逆に言うと、そのために官庁の方も一生懸命今回来ていただいてですね、中身をすべて説明すると、こういう趣旨でやっておりますので、その辺の趣旨を踏まえて私も今日議事進行させていただきたいといふふうに思っております。で、今回は、前回省庁の方に来ていただきまして、特に内閣官房の方には尽力いただき、かなり踏み込んだご説明をいただいたと思いますが、時間切れであったりとか、会場からなかなか意見を拾えなかったということもございまして、急遽 2 回目を設定しました。いずれにしても、明日閣議決定をされるという極めて重要なタイミングのなかで今日開くということは、大変大きな意味を持つと、こういうふうに思っております。そんな意味で今日司会を務めさせていただきますのは、私、みんなの党の参議院議員をやらせていただいております、山田太郎と申します。どうかよろしくお願ひします。

(拍手)

山田議員

ありがとうございます。そうしたら、呼びかけ人 16 名いますが、呼びかけ人の中から代表しまして、福島みずほ議員のほうから一言ご挨拶させていただきたいと思ひます。福島議員よろしくお願ひします。

福島議員

ありがとうございます。どうも皆さん、おはようございます。朝早くからですが、1 時間半しっかり行政に対して、これはどうなんだっていうことを正していきたいというふうに思ひます。この間の行政交渉でも秘密と指定した後のチェック機能がないことや廃棄をするに当たって、それも公表しないということなど明らかになりました。街頭でやった、NGO がやられた秘密保護法賛成・反対・わからないというのを見させていただいた、展示されていますが、やっぱり反対が多いんですが、わからないが多いっていうのもポイントだというふうに思ひます。これは超党派の勉強会なので、山田太郎さん、先ほどおっしゃいましたが、私は個人的には明日閣議決定なんてとんでもないというふうに思ひます。

(拍手)

福島議員

やはり何が秘密、それは秘密ですというのはおかしいと思ひますが、今日しっかりいろんな角度から議論および行政の皆さんにも説明していただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(拍手)

山田議員

ありがとうございました。さっそくなかに進めていきたいと思いますが、今日のやり方を進行上の関係から、最初に整理のためにお話ししておきたいと思います。前回ですね、1回目のときに時間がなかなかなかったものですから、最初に多くの方々から幅広く質問を集めようということで、呼びかけ人の事務所のほうにですね、意見を集めました。この間、実際3日くらいしかなかったんですが、34名から104個の意見、質問を聴取いたしました。まず、これを論点整理しながら一つひとつまとめて聞いていくということを最初にさせていただきたいと思っています。これに50分くらいかかるのではないかなというふうに思います。その後、直接皆さんのほうから、ご意見、ご質問いただけるというふうな時間をとりたいと思っています。30分くらいですけれども、しっかりその時間もとりたいというふうに思っております。で、今回も前回に引き続き、この法案に関連するご担当の方々、いろんな方々にですね、お時間を割いて来ていただきました。まずはこの会持てましたこと、そして省庁の各方々にご参加いただいたことを感謝申し上げたいと思っています。ありがとうございます。

(拍手)

山田議員

ぜひこれは対話の場でございますから、お互い聞くことは聞く、答えていただくことは答えていただくと、この場は秘密にせずにはですね、秘密な保護法ができちゃう前に明らかにしていただければなあと、こんなふうにも考えているわけでございます。さっそくそういう形で進めていきたいというふうに思います。それでは、まず私のほうから論点を整理しながらいくつかの話を個別に聞いていきたいと思っています。項目は前のパワーポイントの投影を見ていただきたいんですが、7つ。1つ概要。ただ、概要はちょっと立法経緯と。なぜこんな法律が必要なんだろうと、どうしてこういう法律を作ったんだろうか、前回も少し出たんですが、まとめてきちっとした経緯を聞いておりませんでしたので、こういった質問が多く出ております。このあたりを整理させていただくと。それから秘密の範囲。前回の秘密の対象物どうなのか、いろんな議論が出ました。ちなみに、忘れないうちに申し上げておきますと、前回のほうの議事録は、私のほうが司会やりましたんで責任を持って一言一句、今テープの音を起こしております、これをどこかでできれば公開したいというふうに思っておりますので、今、急ピッチで作業を進めております。今日明日中には、一両日中には、どこかで発表できるようにしたいと思っていますし、本日のものに関してもできるだけ秘密にせずオープンにやっていきたいと思っていますので、よろしくお願います。さて、3点目が知る権利、その侵害についての危惧ですね。そのあたりをやっていききたい。それから適正評価。この法律を扱う人たちに関する問題点。それから国会・裁判所と。前回、国会議員という枠組みで、項目を作ったんですが、実は裁判という観点も大きな問題であるというようなことが明らかになってきましたので、三権分立というふうに書いたほうがいいのかもかもしれませんが、国会・裁判所、それから報道の自由、それか

らパブリックコメントに関しても、かなり意見が実は今度は集まってきております。パブリックコメントの扱いなんですね。そういったことも含めて、こんなところを論点整理しながら、まず最初に一言一句、ぜひ官庁の方には、お答えいただければなあというふうに進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。そしたらさっそく、まず1点目の法律概要（立法経緯）というところからスタートしていきたいと思っております。そしたら、まず、この表を見ていただきたいんですけども、この紙のほうは皆さんお手元のほうに。これをひとつずつ投影していただけますので、昨日お送りしたものが写っているというふうに理解していただきたいと思います。1.1といわれるところ、立法経緯が1という形でご質問等していきたいものですが、まず1.1ですね。この内閣情報調査室が内閣法制局に法案を説明する目的などに必要性などを記載した論点ペーパーや論点メモを作成しているのでしょうか。今回の要は秘密保護法の作成にあたってということなんですけれども。もし作成しているとしては、その内容を公開してほしい。こういう意見がいくつか寄せられましたので、これをまず最初にお聞きしていきたいと思っておりますけども。これはどなたに。よろしいですか。じゃあ、お名前をもう一度。

内閣官房：橋場氏

内閣情報調査室、橋場と申します。よろしくお願いたします。今の件につきましての回ですが、ご要望の文書につきましては、開示できる部分と、できない部分を精査する必要がございますので、現時点では公表する予定はございません。

山田議員

これ全部先に進んでまとめという、なかなか戻れないところもありますので、これは論点整理の面からも国会議員中心にですね、代弁して、もし追加で質問等を正していくということであれば、意見がですね、1、2、3いただきたいんですけども。今の回答で。

福島議員

いや、閣議決定なんてできないんですよ。というか、立法は立法過程や論点を明らかにしなければならなくて、それをどの部分公表できるかわからないから、公表する予定がないのであれば、それって国会に立法をお願いする立場なんではないでしょうか。国民に立法をお願いする立場なんではないでしょうか。公表してくださいよ。

（拍手）

内閣官房：橋場氏

お答えが同じですが、開示できる部分、できない部分を精査する必要がございますので、現時点は公表できないということでございます。

福島議員

でもそしたら立法過程で議論できないじゃないですか。なぜ公表できないんですか、なぜ公表できないんですか。

内閣官房：早川氏

内閣情報調査室の早川です。法案の必要性等につきましては、これまでも様々な形でこう

いう場だとか、あるいは国会の場でもご説明させていただいております、そういう形で我々としては説明させていただいているところであります。他方で、こういう様々な形で論点ペーパー等を作成しておりますけど、それにつきましては、さきほど申し上げましたように、中身のところで開示できる部分、明らかにできない部分というのを精査する必要があるので、現時点では公表できないと、そう申し上げるところでございます。

福島議員

基本的に全部公開すべきじゃないですか。

(拍手)

内閣官房：早川氏

可能な範囲でこれまでもご説明させていただいておりますし、ただ、いつも資料の中身につきましては精査する必要があるので、それは今の時点ではできないと申し上げるところであります。

福島議員

わからないじゃないですか、公開してくださいよ、立法するんだから。

内閣官房：早川氏

公開するにあたっては、その内容を精査する必要があると考えております。

山田議員

水掛け論になって、精査していただいて引き続き求めていくということで、これ以上やっても精査する出せということになりますので、論戦の場の国会、まだ残っておりますので。

福島議員

すみません。精査して基本的に出すとしめない限りは、国会、閣議決定できないですよ。

(拍手)

山田議員

たぶんまた回答同じですよ。ですので、他の大事な質問が待っておりますので、続けながら、また必要であれば戻ってまいります。あとで皆さんのご意見のほうもありますので、取っておいていただけますかね。はい、じゃあ次ですね。いよいよ各論いろいろ入ってきますが、法律の概要の立法経緯なんですけど、先日の参議院の本会議のほうで、安倍総理のほうで、過去 15 年間で公務員による主要な情報漏えい事件を 5 件把握しておりますというふうに答弁しています。主要というのはどういう意味で、また過去 15 年間で主要でないものも含めると情報漏えい事件は何件あったのか。更に、過去 15 年ではなく戦後、国家公務員法ができて以来、国家公務員、これは自衛官も含むなんですけど、守秘義務が課せられてからのトータルだと、情報漏えい事件は何件あったのか。つまりこの立法を作る理由というのは、まず情報漏えいの問題っていうのがあるんだということが総理の答弁なんですけど、じゃあどれぐらいあったのかと。今回自衛隊法ならびに国家公務員法ではカバーできないのであれば、なぜなのかという、全くスタートの議論になると思いますので、ぜひ、その辺を教えてくださいというふうに思っております。それでもうひとつ、参

考にですね、これ私の事務所のほうで、総理がさっそくそういう答弁を代表質問に対してされたので、じゃあその内容は何かという、その 5 件について問いただしましたところ、この 5 つの公務員による主要な情報漏えいの事件概要というものを提出していただきました。ボガチョンコフ事件とかですね、たぶん皆さん記憶に新しいのが一番最後の尖閣沖漁船衝突事件による情報漏えい案件と。例の海上保安庁の保安官が youtube にアップしたと。ただ、非常にこれについての議論もありまして、世論調査では、この内容はどうかとも国家機密でないだろうと。まあ国益という言葉がいいかどうかはおいといたとしても、日本のためを考えるのであれば、これは当然公開したほうがよかったという世論が 90 パーセントを越えていた。あるいは、これは国家機密とは思えないという、これが 90 パーセント

を越えていた。世論がそんな声なのにも関わらず、これ自身が今回の秘密情報保護法を作るきっかけの主要事件のひとつになっているというのは、我々自身ちょっと理解できないなという点もありますので、この点、ぜひお答えいただきたいと思っておりますけども、これはどなたに。

内閣官房：橋場氏

内閣情報調査室、橋場でございます。ご指摘がありました総理答弁において、主要な、とはですね、この法案との関係で重要なものという趣旨でありまして、安全保障関係の情報漏えいであること、漏えいした公務員が検挙されていること、といった観点から重要であると考えるものを例示したものでございます。

山田議員

そうするとこれ以外、トータルでこれまでは何件ぐらいの漏えい事件があったというご認識になるのでしょうか。

内閣官房：早川氏

国家公務員法の、いわゆる守秘義務違反というのは職務上知り得た秘密ということでありまして、ここで申しておりますのは、安全保障関係以外の、様々な秘密の漏えいというものが入ってきます。こちらでとりまとめた主要なという形で申し上げたのは、その 5 件であります。ただ国公法違反が全体で何件であるとかというのは、内閣情報調査室としては承知はしておりません。

山田議員

それではもうひとつ伺いますが、総理の答弁があった。たとえば、皆さんにとってはわかりやすいと思うのですが、尖閣衝突のこの件に関しても、やっぱりこれは政府としては秘密にするべきだったと、今でもお考えなのかどうか、このあたりもぜひ教えていただきたい。

内閣官房：早川氏

この尖閣事件のビデオ自体は、もうすでにネット上に出てるような話でありまして、ただ何が重要なのかということは、いわゆるネットのなかで、ひとたび情報っていうのが流出

すると、それがそのまま限りなく広範囲に、かつ迅速に伝播をしていくということが問題だと。そういう意味での事例としての教訓事例だと思います。ビデオそのものの中身ということではありません。

山田議員

あまり司会が質問し続けちゃいけないかもしれませんが、ただ秘密じゃないというふうにするのであれば、これは別にネットで流出しようとか公開されようとか流布されようとか秘密じゃないので別にいいと思うんですね。だからこの情報が秘密と認識してたかしてないかが問題なんであって、ネットで流布された、幅広い人たちが知ったということ自身は何の問題もないというふうに考えているのですが。

(拍手)

内閣官房：早川氏

情報の中身ということをお願いしているつもりはありませんでして、ネットのなかで、ひとたび出るとそういう形で大きな影響をもたらすと、そういうことに対して保護すべき情報はしっかりと保護をしないといけないという、その事例であると認識してます。

福島議員

違いますよ。情報流出が問題ではなくて、それが秘密として出してはいけないものかどうかなんですよ。秘密とすべきものでなければ流出したっていいわけですよ。結果的にはこれは全部出ました。国会の予算委員会も理事会でも出て、国民にも出ました。秘密にすべきではなかったんでしょ。でももしこれ秘密指定したら懲役10年になったんですよ。国民知ることができなかった。早川さん、これ秘密なんですか。

内閣官房：早川氏

個々の尖閣の事案に関しては、今特定秘密法のためっていうのが、この法律ができる前の話でありますので、一概にはなかなか申し上げることはできないと思いますが、申し上げたいのは、私どもが申し上げておるのは、こういうネット社会のなかで行政側として保護すべき情報、それは尖閣の話ではありません。そういう保護すべき情報っていうのが、ひとたびネット上に漏えいをする、もうそれは取り返しがつかない事態なので、ちゃんと情報で保護すべきものは保護すべきであると。

仁比議員

仁比です。おかしな話をしてるんで、政府が持っている情報がネット上で拡散されて、皆さんでよかったよかったと思ってることもいっぱいあるでしょ。皆さんが知らせたい情報については、たとえば総理大臣のなんらかの発信とか、皆さんだっぴメールマガジンだったりなんだかやってるじゃないですか。それ拡散してほしいんですよ。ところが知られたくない情報については、拡散されたら問題で、しかも秘密保護法の立法事実に関わる、立法の必要性に関わる主要な漏えい事件、そのひとつとして言ってるからこんなふうの問題になってるわけじゃないですか。あなた、だからああしたビデオは、流出させちゃならない、拡散させちゃならないっていうふうに思ってるんですよ。違うんですか。

内閣官房：早川氏

繰り返になってしまうんですけど

山田議員

じゃあ1点だけごめんなさい。これもやり続けるとこれでたぶんずっと終わりますので、1点だけ、もう一回整理のために聞きたいのですが。そもそも、この、いわゆる尖閣の衝突事件の情報そのものが、ネットで出ようと出まいと秘密情報だったのかどうかというところが1点。もうひとつは、国民の世論は90%は秘密ではないという認識、秘密じゃなかったというふうに認識しているものに対しても、これは世論は関係ないと。国会議員の立場からすると世論はとても大事なので、まったく理解できないですけども、官庁とそういった行政の立場からすると、世論が9割だろうと100%だろうと、極端な話、官庁の人入れたら100%はないんでしょうけども。90%が秘密じゃないというふうに国民が認識しているものについても、政府から見れば秘密だということはあるんだということ、ちょっとここは論点なんではっきりさせたいんですが、いかがでしょうか。

内閣官房：早川氏

後者のほうなんですけれども、世論によって秘密か否かというものが決定されるという話ではないと思っております、申し上げたいのは、行政側の専門的な日々行政を行っているなかで、何を秘密として指定すべきなのかというのは、厳格に判断をすべきだと思っております。

福島議員

いや、っていうか早川さん、これ秘密なんですか、尖閣のビデオは秘密ですか。

仁比議員

オープンになって何の問題がある？

福島議員

これ秘密なんですか。だって秘密保護法を作るためには、これが問題だったんでしょ。秘密ですか。

内閣官房：早川氏

以前のお話ですけども

福島議員

いや、もし、この秘密保護法が成立したあと、あの事件があったら、つか、あれは秘密にあたると思います？秘密指定されるものですか？

内閣官房：早川氏

そのときどきの情勢を勘案する必要があると思っております、大前提として。ただし、あえて申し上げるのであれば、あのビデオというのは、特段の秘匿の必要性があるのかというと、そうでは、特定秘密として指定するまでの秘匿の必要性があるものとは思っておりません。

福島議員

だったら、秘密保護法のほうで成立の必要ないんじゃないですか。

(拍手)

内閣官房：早川氏

申し上げたいのは、保護すべき情報というのがネットのなかで、ひとたび漏えいをする大きな影響をもたらすと、そういう事例のことを言っているものであります。

福島議員

だって、秘密じゃなかったら問題ないじゃないですか。

山田議員

要は、今回これではっきりしましたのは、世論はどうであれ秘密の情報かどうかはどうであれ、政府が指定したら、それは秘密であるということだということと、私からすると、小学生でもわかる議論だと思うんですけども、要は、国民から負託されて国会議員がいて、それによって議員内閣で内閣が作られ、その過程で官僚の方は一生懸命働いていらっしゃると思うんですけども、そういうシステムをしても官僚の方がお決めになる、行政の長がお決めになる内容のほうが、いわゆる世論ですね、そういった負託よりも、ある意味で上であるということを理解する認識というのは、今回明らかになったと思いますので

(拍手)

内閣官房：早川氏

一言申し上げさせていただきますと、上とかそういう観点で私は言っておるのではなくて、行政として、その行政側の専門的な判断に基づいて秘密指定を行う。これが行政の責務であると、そういうことを申し上げております。

山田議員

じゃあひとつだけ論点について、もう一回整理します。行政の判断があれば世論の 90%がそれは秘密でないという国民が認識したとしても、それは秘密としての扱いをすることは当然あるし、間違ったことではないということだけわかれば、たぶん論点極めて整理されると思いますが、いかがですか。

内閣官房：早川氏

行政側の行政の判断によって、秘密の指定を行うべきものと認識しております。

山田議員

はい。よくわかりましたので、これ以上攻めても、そういうことだということですね。次なんですけれども、先日の予算委員会で総理は情報漏えいに関する脅威が高まっている状況との答弁をされています。ちょっと具体的な脅威っていうのが何を指しているかと。我々はさっぱり脅威を感じない。もしかしたら我々のほうがボケているのかと思いたいぐらい、総理の認識ともしかしたら国民の世論とは違うような気がする。私だけかもしれないんですけども。ちょっとその脅威が高まっている状況っていうのを少し整理していただければと。それが論点なのかといったところに関しては、ちょっと怪しさも持っていたりするんですけども、どんな状況なのかということも少しお話いただけると。

内閣官房：早川氏

ひとつは安全保障に関する情報の重要性が増大をしておるという認識があると思っております。国際情勢が複雑化しているなかで、最近では国際テロなどの問題が出ておると。そうしたなかで安全保障に関する情報の重要性が高まっています。そういう現状認識は、まず1点あります。それからさきほど申し上げています5件の問題ですが、安全保障に関する情報漏えいの脅威が現在においてもあると。そのひとつとしては、実際に事案が発生しておるという点と、それから今のネットワーク社会のなかで、ひとたび情報が漏えいした場合に被害が大きくなると。そういう現状認識がある。そうしたなかで安全保障に関する特に秘匿を要する情報というものの漏えい防止を図って、最終的には何をしたいかと申しますと、我が国とその国民の安全を確保することが情報を保護することによってそういう目的を達することが必要だと考えております。

山田議員

ここは話してももう水掛け論だと思いますので、そういったご案内はいただいたということで、先に進んでいきたいと思っております。今の全部ご回答いただいている、まあ中身はともかく範囲はカバーしておりますので、2点目の秘密の範囲というところに行きたいと思っておりますが、もう一回論点整理のために一言二言、もしこの法律、立法経緯に関して、ご質問があるようであれば、すみません、国会議員を中心にですね、代表して何点かいただければと思うんですが。

赤嶺議員

日本共産党の赤嶺政賢です。今日いくつか質問出させていただいておりますけども、その前にですね、今の尖閣の問題は情報が操作されたら、どんな危険な情勢が生まれるかをよく示してる事例のひとつだと思うんですね。あそこで中国漁船が漁業をしていた。北緯27度線より南は日中漁業協定によって、尖閣周辺の海域も含めて中国漁船の漁業が認められるんですね、両国間の。彼らなんで尖閣に入ってきたか。領土を乗っ取るために入ってきたのかっていうと、八重山の漁民に聞きますと魚の群れを追いかけて入ってきたというわけですね。それを、今や離島防衛という何万人も投入した日米の軍事共同作戦が行なわれるようになっている。だから、あのビデオをもし出すのであれば、政府は、あの海域で日中漁業協定があるってということもしっかり説明しないと、やっぱり都合が悪い情報を隠して、情報を操作して、重大な情勢作り出してるということを一言、沖縄県出身の議員として言っておきたいと思っております。

(拍手)

赤嶺議員

それで、このあいだからですね、原発は、この秘密保護の対象になるかという、お隣に吉良参議院議員がいらっしゃいますが、お聞きいたしました。ちょっと曖昧だった、対象にならないということだったんですが、それでは

山田議員

それ次の2番です。

赤嶺議員

2番に入ってるつもりです。

山田議員

今、2番に入っていきますので、時間の関係でちょっと私のほうが。よろしいですか。じゃあ、2番のほう、さっそく入ります。秘密の範囲ということで、前回少し議論があったんですが、ちょっとまとめていきたいと思ってます。今お話し合ったように、以下の情報は、秘密指定されるのかというところで、赤嶺議員のほうからもお話があったのですが、核物質防護に関する情報。それから沖縄返還時の日米密約。それから、原発の本体に対する情報。使用済み核燃料の情報。プルトニウムの輸送経路に関する情報。それから、これは先ほどお話があったんですけど、尖閣沖の衝突事件のビデオ。それから、オスプレイ飛行に関して、滋賀県と国が協議した際の滋賀県サイドが作成した議事録。こんなものがティピカルなケースだと思っておりますが、これはですね、秘密指定されるべき内容なのかどうかといったあたりも、ぜひお話いただきたいんですけど、いかがでしょうか。

内閣官房：橋場氏

内閣情報調査室、橋場でございます。まず、原子力施設等の関係について、回答させていただきたいと思っております。核物質の貯蔵保護施設等の警備の実施状況につきましては、テロ活動防止に関する事項として、特定秘密に指定されるものもあり得ると考えています。また、すいません、順番ちょっと飛ばして恐縮ですが、原発等のことですが、関係の施設の警備等に関するものであれば、テロ活動防止に関する事項として、特定秘密に指定されるものもあり得るのではないかと考えていますが、今、ご指摘いただいた情報が具体的にどのようなものか、ということにも変わってきますので、確たることは申し上げにくいところがございます。それから、尖閣の件は、また改めて。

福島議員

いや、いいです。あとの点、お願いします。はい、どうぞ。橋場さん、どうぞ。結構ですよ、どうぞ。

内閣官房：橋場氏

すいません、沖縄の件は

山田議員

はい。沖縄の件もどうぞ。これが秘密にあたるかどうか。

福島議員

もしよろしければ、これについて一応答えていただけますか。

内閣官房：橋場氏

はい、答えます。役割分担で。

福島議員

はい。

外務省：鈴木氏

外務省情報防護対策タスクフォース次長の鈴木と申します。沖縄返還時の密約につきましては、平成 22 年に外務省で調査をいたしまして、当時、言われていた密約に関わると思われる文書を公開いたしました。ですので、もうすでに公開されている資料でございます、皆さんもホームページでご覧いただくことができます。

福島議員

これは、私、国会で 2006 年に質問した時点では、そういう密約はありません、文書も吉野文六さんの証言があったけれども、そういう密約はありませんって言ったんですよ。ないものをどうやって指定できるんですか。今の時点ではなく、当時、西山さんの事件、沖縄返還時の時点で、これは秘密に指定するものですか。

外務省：鈴木氏

その当時の情勢も勘案して、何が特定秘密なのか、あるいは秘密事項なのかというのは決定をされますので、現時点において遡って申し上げることはできません。

福島議員

今、ずっと、この特定秘密の観点で思ってるのは、この日米密約はないって言ってきたわけですよ。そういう文書はないって言ってきたんです。とすると、私は、秘密指定されるものと、ないから、ない、秘密指定すらないでは、出てこないものと 2 種類あると思ってるんです。だから日米密約は一切ないっていうのが政府の答弁だったわけでしょ、これはどういう感じなんですか。

外務省：鈴木氏

平成 22 年に調査をした際に、関連する文書というのは出てきたと。調査の結果として出てきましたので、そこは公開をいたしました。一部は無公表を前提としていたもので、密約と一般に言われているものに当たるであろうというものもございました。ただ、それ以外の、いわゆる 4 つの密約について当時調べたんですけれども、それ以外の 3 つにつきましては、密約というふうに言われるようなものは当省としては存在は確認されなかったと。

福島議員

つまりね、アメリカで公文書として出てきたものがありますよね。それについて日本政府はないって言うてるわけですよ。確認できなかったと。今でも言うてるわけでしょ。これは、秘密保護法ができる、秘密指定するんですか、しない性質のものなんですか。

外務省：鈴木氏

今回調査したものは、すでに公表されておりますので。

福島議員

今回ではない。この日米密約の根幹のところは、文書は確認できないっていうふうに、今、外務省言ってますよね、今、さっきおっしゃったとおり。とすると、あの西山さんの事件やその他の沖縄密約の文書は確認できないって言うてるじゃないですか。これは秘密指定するもの、秘密指定すらないもの、どっちなんですか。

外務省：鈴木氏

今回指定するのは、文書であったり、データであったり、それを姿態するもの。ものに対して、特定秘密というふうに表示をして指定をします。

福島議員

すみません。あのとき、沖縄密約については、文書は確認できないっていうのが、今でも外務省の立場、今でも政府の立場じゃないですか。とすると、ないものを秘密指定ってできないじゃないですか。

外務省：鈴木氏

はい、できません。

(一同 笑う)

福島議員

ないものを、とすると、こうなんですよ、結局、行政の長が秘密を指定するって言うてるけれど、行政の長にすら見せないものがある。それから秘密指定すらしない秘密があるんですよ。そうでしょう、それお認めになるでしょう？

(拍手)

福島議員

だって今そうじゃないですか。

外務省：鈴木氏

すみません、公文書管理法にもありますように、我々は文書をもって記録に残すということが法的に。

福島議員

いや、だから外務省は今まで

(一同 笑う)

山田議員

かなり続きまして、これだけで一つの会ができます。

福島議員

すみません。

山田議員

外務省さんも申し訳ありません、これ国会論戦のほうにもゆずりながらですね、はっきりさせていきたいと思います。あともうひとつは、オスプレイ飛行に関して、滋賀県と国が協議した際の滋賀県作成の議事録みたいなものはどうなのかということ。

防衛省：大和氏

防衛省の防衛政策局調査課長の 大和でございます。よろしくお願ひいたします。質問にあります滋賀県作成の議事録というのが、当方把握してませんで、なかなかお答えするのが困難なんです、一般的には、地方公共団体が国とのやり取りについて、地方公共団体が記録された文書、こういった文書に特定秘密に該当する情報が含まれるということは、一

般的には想定し難いというふうに考えます。

主濱議員

ありがとうございます。生活の党の主濱でございます。ちょっとこの秘密に入る直前の段階の質問をしたかったわけなんです。前回に引き続きまして、罪刑法定主義について、このところをしっかりと議論をしなければいけないと私は思っております。この罪刑法定主義を突破できなければ、この法律、そもそもない、あり得ないわけですよ。違憲な法律になってしまう。私はこのように思ってるんですよ。

(一同 拍手)

山田議員

国会・裁判所のほうでも論点になってましたので、罪刑法定主義に関して、ちょっとそちらのほうでよろしいですか。あちこちに飛びますと終わらないので。

主濱議員

私、秘密の前にがいいのかなと思ったんですが。

山田議員

国会・裁判所のほうで、この論点のペーパーがありますので、そのなかで扱わせてください。

主濱議員

何番目？

山田議員

5番目です。はい、よろしいでしょうか。そしたらですね、秘密の範囲のところに入ってますので、先に進めていきたいんですが、2.2 と、2.3、2.4 がですね、赤嶺議員のほうから、あとで、退席するというところでやってほしいと言われましたので、ちょっと2.5のほうまで飛びたいと思います。これ、ペーパー、ひとつの特定秘密、10月24日17時に山田太郎が、ちょっと怪しいんですけども、赤坂1丁目に爆弾を仕掛けてきたというような情報の一部が、誰かが爆弾を仕掛けたというような人物、日時を欠く情報を漏らした場合、法律の「漏らした」にあたるのかどうかと。そのあたりについても、典型的なというか、知らないと生命に関わるような問題なんですけども、こういったようなことが出た場合どうなのかということですけども、お伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

内閣官房：早川氏

たとえば、例の話でありますので、なかなかどういう状況でこういう情報が入ったのかっていうところがないので、お答えしづらいんですが、一般的な形で申しますと、特定秘密と、本当の保護すべき根幹の部分といいますか、そこと同質がない情報を漏らしても、秘密の漏えいには当たらないと考えております。ですから、この例示のところ、何が一番秘密として保護すべきなのかというところの前提条件がなかなかちょっとわかりにくいので。

山田議員

わかりました。警察庁のほうがこういうケースだと思うんですけど、テロの情報だということもありまして、もしこれが漏れて命が守られた場合に、それでも、いわゆる漏えいしたというか、現場の行政が、判断した人まで裁かれてしまう事案なのかどうかというところだと思うんですよ。なぜかと言うと、これこそしっかりしとかなないと、ものすごく威圧効果があって警察官すら何もできなくなっちゃうというんですかね、個の正義というか判断というのは、行政間であると思うんですよ。そんなところが非常に大きな、まあちょっと安っぽい事例なのかもしれませんが、そんなところで問いたかったんですが、いかがですか。

内閣官房：早川氏

仮定の話ですけど、この種の情報で、たぶん一番重要なのは、通常、たとえば情報源というような話になってきますが、そういう情報源を明らかにしないような形で、かつ特定秘密、情報源を明らかとしないような形で対処するために情報提供するというのは、特定秘密の漏えいになるものではありません。

会場

情報源は？

内閣官房：早川氏

情報源を仮にひとつの仮定前提として、保護すべきものが情報源というものを保護すべきということであったときに、その情報源が明らかにならないような形で当然その警告を発するために、その爆弾のテロの情報を提供するというのは、特定秘密の漏えいにはならないと考えています。なりません。

山田議員

なかなかよくわかりません。あとでもう 1 回、整理して聞きたいと思います、ごめんなさい。じゃあ次ですね、時間がもうどんどん迫っていますので、2.6 なんですけども、未遂・教唆が含まれるとすれば、どの段階で未遂・教唆と判断するのか。これ前回ちょっと質問がありました。その判断は一体誰がするのか、このあたりいかがでしょうか。

内閣官房：早川氏

未遂というのは、たとえば漏えいであれば、実行に着手したときにその危険性が出てきた段階で未遂と判断されるわけでありますので、その個々の犯罪の対応とか、具体的状況に即して判断するという形になります。それから、教唆ということに関しても、犯罪を実行させる目的を持って、人に対して実行をする決意を新たに生じさせるに足る、難しく表象行為って言うてるんですが、そういう行為を行ったときに、教唆が成立するものと考えています。

山田議員

その判断はどなたがされるんですか。

内閣官房：早川氏

基本的には、まずひとつは解釈といいますか、本法の考え方はこうだというのは、立案当

局している一義的な、今でいいますと我々になりますし、法の運用という具体的な適用を当てはめるところになってくれば、それは捜査機関がその当てはめをいたしますし。それから、最終的にはそれが事件として立件をされ裁判の場で争われることになれば、最終的には裁判所がそれを判断をするという形になります。

会場

警察庁の方どうですか。同じ質問です。

山田議員

警察庁の方。

警察庁：村田氏

実行行為は、どのような形になるのかというのがなかなかわかりにくいんですけども、個別具体的に決めないとこれはいけませんので、そういったことについて慎重に今準備をしているという状況でございます。いずれにしろ、警察といたしましては、法と証拠に基づきまして適切に処理をまいります。

山田議員

つまり証拠がなければやらないということなんですね。

警察庁：村田氏

その通りです。

山田議員

じゃあ捜査機関が決めるというのは、どういうふうにして内容を決めるのか、ぐるぐる回ってきちゃったんですけども。法がさっぱりですね、特定のところっていうことが曖昧であるということなんですけども、その辺は警察庁としては、これすごく大変なことですね、警察庁としては。捜査機関として、あげるのにどういう基準で持ってあげるのかということがかなり、下手をすると何もあげられない状態にもなりかねないと思うのですが、どうなんですか。逆にこれちゃんとしとかなないと、変な意味で死に法にもなっちゃう気もするんですけど。

警察庁：村田氏

具体的に考えてみますと、なかなか秘密を渡そうというのに現行犯で対峙できるというのはなかなかなくて、普通はそもそも警察ですと、他の省庁が指定した情報がそもそも特定秘密かどうかというのは、私にはわかりません。ですから、特定秘密であるのを渡されるということが、事前にわかってその現場に張りこむということは、かなり想像の世界であります。で、そうなるとやはり出たものは何かとか、あるいは、それが特定秘密に当たるとかについては、その省庁に照会せざるをえません。その照会した結果、そうです、あるいはそうじゃない、一部とか、いろいろあると思いますけども、その情報に基づいて、警察庁としては、それから犯罪捜査が始まるということでもありますので、その法律に戻らないというのはお互いでしょうけれども、今いったような判断で、なかなか書いている綺麗な風には物事は進まないというふうに認識しております。

山田議員

今の話だと捜査員は事前にこれが特定秘密かわからないままに逮捕するということですか。あとから照会するというのは意味不明というか、何が秘密かわからない状況のなかで、闇雲に動いていて、あとでそれを確定していくっていうのは何かあり得ないということかですね、特定秘密がわかってるからこそ捜査が行われるんだと思うんですけど。

警察庁：村田氏

そうです。まさに特定秘密がわかってから正式な捜査になりますので、その前の段階で逮捕するというのは、

山田議員

捜査員はすべて特定秘密は事前に知らされて、これは特定秘密である、これは特定秘密じゃないってことを全部認識したうえで、やるということによろしいですか。

警察庁：村田氏

ですから。そういう各省の長が決めていますので、警察としては、どれが特定秘密にあたるのかすらわからないということ。

(拍手)

山田議員

今の回答は、下手したら一番困ってらっしゃると思うんですよ。これお仕事にならないんじゃないかなと。どうすればいいんだこれほど。立法するのに穴というかちょっと矛盾があるんじゃないかなと思うんですけど。

警察庁：村田氏

今でも特定秘密がない状況でも、1年以下の懲役となっていますので、これは当然捜査が行われます。実際、具体的に捜査が始まるというのは物があって、物というか証拠が出てきて、これが流れたというのがわかってからというのは実態じゃないかと思います。たぶんそれは、

福島議員

でも未遂とか教唆とか共謀だったら出てこないじゃないですか。共謀は出てこないですよ。この秘密保護法の問題は共謀の段階、扇動の段階で処罰するんですよ。わからない、私もわからない、警察もわからない、誰もわからない。あとから特定秘密の扇動だったってなるわけですよね。あるいは、捜査の段階で国家公務員法違反でやって、あとから特定秘密違反10年って素因変更するんですか。

内閣官房：早川氏

一義的にはその場ではわからないということではあるんですが、本法のなかで、捜査機関が捜査をするために、必要な場合には、何が特定秘密であるのかというのを提供できるような仕組みを設けようとしているところです。当然そのなかで捜査に従事する捜査員が、これは特定秘密であるということを行政機関がちゃんと秘密が保護されるということを前提に提供できる規定を設けることとしております。したがって、いろんな形で捜査に着手

して、捜査を遂行するなかで、これはどうも特定秘密らしいということであれば、捜査機関とその行政機関とのあいだのなかで、話が照会が行われ、行政機関からこれはこういう形で特定秘密に指定されていますよと、そういう形で特定秘密の提供が行われるという仕組みを構築する予定です。

山田議員

まだ予定？明日閣議決定の状態ですんなりに危うい感じなんですか。

内閣官房：早川氏

閣議決定をする予定なので、予定ですと申しているんです。

山田議員

ちょっとごめんなさい、進めない時間が本当に迫っておりますので、2.7も少し関連するところなんですけど、やりたいと思います。今、福島議員のほうからもあったんですが、着手しなくても、共謀だけ教唆だけで扇動で処罰されるかどうかと、独立処罰の理解でよろしいのかと。たとえば市民団体が秘密を明らかにすると、ホームページに書いたらそれは一種の扇動にあたってしまうのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思うんですが。

内閣官房：早川氏

確かにご指摘のとおり、本法でいう予定の共謀罪あるいは教唆っていうのを、あえて法で処罰規定を設けるということは、たとえば教唆であれば、俗にいう独立教唆というものを処罰する規定であります。独立教唆というのは何を申しているのかといいますと、正犯が犯罪の実行をしない、通常は教唆というのは、正犯が、教唆された側が犯罪を実行した場合に、教唆した者も教唆者として処罰されるのが通常の教唆でありますけど、本法で規定しようとするのは独立教唆という形で、そういう働きかけが漏えいの危険性があると、そういう漏えいの危険性がある働きかけを行った場合に、これを処罰する規定であります。例示のところでご質問であります、市民団体が秘密を明らかにするとホームページで書くぐらいで、これは教唆にあたるっていうのを教唆・扇動にあたるものではありませんでして、もっと具体的な、誰々がこういう秘密を特定秘密を持ってあって、それに対してっていう、そういう具体性がないと成立しないものだと。

山田議員

でもホームページを書いた人はそれが特定秘密なんて知らないわけですから、それを一生懸命知りたくて、誰々が持ってそうだってことどこまでも追求しちゃった場合にはどうなんですか。

福島議員

だって先ほど原発の警備の関係から、構造とかいろんなものもこの特定秘密にあたるだろうということだったじゃないですか。そしたら、こういうことで、もっと大飯原発の構造やいろんなことを明らかにせよとか、ものすごく具体的に微細にそのことを知っている人が書けば、でもそれは、扇動あるいは共謀になるじゃないですか。特定秘密に触れちゃうじゃないですか。

内閣官房：早川氏

ホームページで書くだけでは、扇動とか教唆になりませんでして、具体的に、漏えいの危険性の決意を生じせしめるようなその行為がなければ、こういう教唆の。

山田議員

ホームページに載せるときに、じゃあ政府が気づいてあとからこれは特定秘密であるので、避けてくださいとかっていちいち指示がくるってということですか。

(会場 笑い)

山田議員

そうしないと、出してる側はわからなくて一生懸命やってるわけで。

内閣官房：早川氏

すいません、そういう指示を出す権限もないんですけども、そういうことを申し上げるまでもなくそういうのは成立しないと考えています。

福島議員

この秘密保護法のすごい特徴は、さっきおっしゃったとおり、共謀、教唆、扇動、今までそういうことは処罰してないんですよ、殺人予備とか予備罪、未遂だったら処罰するが、今度の法律では初めて共謀だけで、教唆だけで、正犯は実行していなくても、扇動だけで処罰するんですよ。でも共謀で、私と川田さんがものすごく微に入り細に入り、ある程度特定して私たちは特定秘密とは思ってない、とても大事なことで、この原発情報を明らかにしようといって、これ共謀でしょう？特定秘密だったら。

内閣官房：早川氏

そういう形で 2 人だけで話し合っ、先ほどの福島議員と川田議員で、私は思うに共謀が成り立つとは考えていません。

福島議員

じゃあ何が共謀になるんですか。

内閣官房：早川氏

具体的に、漏えいを働きかけるような具体的な危険性は、

福島議員

だってね、じゃあなんとかっていう公務員はあの情報持っているから、2人で頑張っ、これを執拗にやって出させよう。具体的に。この情報とこの情報とこの情報を出させようって共謀した、市民運動家と共謀したら、ジャーナリストと、ビデオ会議出そう、ずいぶん頑張りましたよ。あれだって特定秘密になってたら共謀じゃないですか。ものすごく具体的ですよ。

内閣官房：早川氏

それはあまりものすごく具体的だとは思いませんが。

山田議員

これも水掛け論ですし、ちょっと論戦を変えてですね、問題であることということははっき

りしています。さて、時間の配分が間違っておりまして、もうそろそろ 25 分までいっちゃうので、先急ぎたいと思います。ちょっとまとめてやります。知る権利侵害のところに入っていきたいと思っているんですけども、3.1 から 3.4 まで、これお答えいただければと思っていますが、まず第一に、いったん秘密指定された文書は、秘密指定が解除されない限り、国民にとっては存在さえも秘密になるということで間違いないのかどうか。また、それは最後まで開示しないというふうに言ってるわけですけど、それはどうしてかということをお答えいただきたいと思います。それから 2 点目ですけども、特定秘密の指定はファイル単位で行われるのか、文書または情報 1 件ごとに指定されるのか、また、行政機関等が使用しているファイル名または文書名の一覧表を情報公開請求した場合に、これは開示されるものなのかどうか。これお答えいただければと思っています。それから 3 点目なんですが、秘密指定や期間延長、廃棄について適正に行われているかどうかの第三者によるチェックは行われたいという認識でいいのかどうか。また秘密指定の運用基準について、作成するとありますけれども、その基準自身は公開されるのかどうか。これも実は、自民党幹事長の石破議員のほうが、ごめんなさい、これ石破さんのほうが、これ公務員の恣意性があるとはならぬということに対して、総理、関係者も確かにそうであるということをお答えしますので、非常に重要な観点だというふうに思っておりますが、その辺ですね。それから知る権利の最後なんですけども、特定秘密の取扱者が報道機関に情報を提供し、新聞の一面にその情報が掲載された場合に、該当特定秘密は公知のこととして特定秘密から外されるものなのかどうかと、この辺りまとめて知る権利侵害ということで、お話いただければと思います。

内閣官房：早川氏

まず 1 点目の指定された事項に関しては、公表することは予定しておりません。ただし、秘密指定の、指定された内容そのものではないそういう事項名に関して情報請求等がなされた場合には、当然、開示できるか否かを検討したうえで、事項に関して開示する場合もあると考えております。それが 1 点目であります。それから秘密指定がファイル単位か否かという点ですけども、特定秘密は文書とかファイルではなく、情報というものに関して、ものについて指定を行なうこととしております。したがって、その情報に該当する文章というのは特定秘密になってくるということになります。それから、文書名の特定秘密が記録されているその文書に関して、一覧表が情報公開請求がなされた場合というのは、先ほどの事項名の開示請求と基本的には同じ考え方でありまして、情報公開法に基づいて検討したうえで、開示する場合もあると考えております。それから、第三者によるチェックのお話ですけども、これは冒頭のところでも、若干、行政側のと申しておりますが、具体的な個別具体的な特定秘密の指定というものに関しては、専門的なあるいは技術的判断を要するものでありまして、行政機関がこれを行うと。それから、そもそも特定秘密の性格から、漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあると、そういう特定秘密の情報の性質から、行政機関以外の第三者というのがこれを扱うことということは、適

切じゃないと考えておりました、第三者によるチェックというものは、基本的にはそういうことは予定しておりません。ただし、政府が特定秘密の指定等の基準というものを、運用の統一を図るために策定することを考えておりました、その際には基準策定にあたっては、情報公開、あるいは、公文書管理の専門家の有識者の先生にも入っていただいて、ご意見を伺いながら統一基準を策定していきたいと考えておりますし、その策定する統一基準に関しては、特定秘密の保護に支障を及ぼさない範囲で公開をしていきたいと考えています。それから4点目の報道機関に情報提供して新聞にそういうのが掲載された場合の話ですが、これもちょっと仮定の話なので、個々の新聞の掲載の状況とか、あるいはどういう形で中身が掲載されているのかというのを見ないとわからないので、あくまで仮定の一般的な話として申し上げますと、仮にすべてのものが掲載されたということになれば、もはやそれは非公知、秘密として保護すべきものではなくなる、皆さんの知るところになったものであって、保護の必要性はなくなるということになりますので、特定秘密としての指定をする点が欠くということになると考えております。

山田議員

知る権利侵害ひと通りお答えいただきましたが、いかがでしょうか。こんな感じで、回答としてはその通りだなと。

福島議員

公知になっても処罰される。

山田議員

川田さん、じゃあ。

川田議員

3.2のところなんですけども、文書やファイルになっていないものでも、特定秘密にされるということでもいいんですか。

内閣官房：早川氏

形としては文書になってます。もちろん文書だけではなくて、装備品の部品みたいなものも特定秘密になりますし、なり得ますが、ただ、申し上げたいのは、たとえば部品の形状とかいう形に指定をする、あるいは、こういう共同記者の誰々の情報という形を指定をして、それに該当する文書が特定秘密が記録された文書として成ってくる。そういうものでございます。

山田議員

そうすると必ず特定秘密は文書という形でこの文言この文書この範囲ということは、きちっと全部決まるという認識でいいんですかね。

内閣官房：早川氏

文書のなかで、どこの部分が特定秘密なのかというのは該当すると思いますが、ただ、部品みたいな話もありますので、たとえば部品の形状っていうのが特定秘密になるっていう可能性も否定はできません。

川田議員

さっきの外務省の沖縄返還時の日米密約問題で、文書として存在しないというものについては、どうなんですか。文書が確認できないって回答も、よく薬害エイズの時もそうだったんですけども、文書がないって形にしまうと発見できない、確認できないということにしてしまえば、ないことになるじゃないですか。それについてはどうなりますか。

内閣官房：早川氏

先ほども外務省のほうからご説明があったと思うんですけども、基本的に行政で扱う情報というのは文書に基づいてやってるものでありまして、そういうものは、ちょっと想定されない。

福島議員

いや、だって、

山田議員

じゃあ文書がないということを宣言された場合には、そのものは特定秘密じゃない、知ってるということだけを、じゃあ流布というか漏えいと言うわけじゃないでしょうけども、それはもう特定はされないということでよろしいですか。必ず特定される機密というのは、文書がある。逆にいうと政府が文書がないと宣言した場合には、その物については特定秘密にあたらぬという認識でよろしいですか。これ大事なところです。

内閣官房：早川氏

前提として、何が特定秘密なのかというのがわからないといけないわけでありまして、そういうそのものというのは文書に記録されているっていうものでありますから。ちょっとそういうことは考えられない。

福島議員

でも西山さんは国家公務員法違反の、あれは教唆になるんですかね。処罰されたと、有罪となったじゃないですか。だから、そしてさっき新聞に報道されれば、公知の事実となつて、秘密、公知ではないといったけれども処罰されることには変わりがないでしょう。ましてや、外国でアメリカで公文書で出てきて、吉野文六さんもその密約を認めても、日本政府は確認できないっていったわけだから、結局、特定秘密されるもの、特定秘密すらさらされないものがあって、両方とも処罰されるということじゃないですか。

内閣官房：早川氏

特定秘密とされるもの、特定秘密を漏えいすれば、本法によって処罰されますが、特定秘密とすらされないものは特定秘密ではありませんので、本法では処罰はされません。それから、新聞のことを、ちょっと新聞のことは公知性があつてもって、申し上げましたが、これは新聞に仮に載ったとしたってそれがどういう状況か、どういう掲載の仕方をされたのかっていうと、それが本当に真実のことが載ってるかどうかっていうのは、わからないので、それでなかなか個別の判断によりますっていうことを申し上げなつたということでご

ざいます。

井上議員

いいですか、運用基準についてね、支障がない範囲で公開というふうにいわれましたけど、運用基準さえ秘密だったらわからないわけで、どういう部分について支障があるというふうにお考えなんですか。

内閣官房：早川氏

基本的には運用基準という形でありますので、そんなないと思っておりますが、ただ、ここでは指定だけではなくて、適正評価の基準とかも定めようと考えておまして、具体的にこんな場合にはという適正評価の基準のより具体的な詳細な話をもし基準とするということになってくると、そこはちょっと明らかにできない部分もあるんじゃないかと考えております。

山田議員

そしたらすいません、時間の関係もありますので、次は適正評価についていきたいと思えます。2点あります。行政機関職員等が調査の同意を拒否した場合ですね。前回の論点のなかで、必ず関係者は適性評価を受ける場合には、同意を前提としているんだということがあったと思うんですが、拒否された場合、これは不利益を被ることはないのかということをお心配している、この点。それから特定秘密を取り扱っている行政機関の職員等が、適正不適格者と、たとえば婚姻関係を結んだ場合ですね。当該職員は職務上の不利益を被ることがあるのかどうか、このあたりも想定になるのかもしれません。

内閣官房：橋場氏

まず同意の関係でございますが、この法案では、適正評価の実施に同意しなかったことを含めまして、適正評価に関する個人情報を利用しないしは提供することは禁止しております。ですので、適正評価の実施に同意しなかったことを特定秘密のほうの目的以外の目的で利用することはそもそもできません。したがって、適正評価の実施に同意しなかったことのみを理由として、不利益な取り扱いをすることはできません。次の婚姻の関係ですが、評価の対象となる職員等の配偶者が、適正評価より特定秘密を漏らすおそれがあると認められたものであるということをもって、その評価対象者が直ちに適正評価により特定秘密を漏らすおそれがあると認められることはないと考えています。あくまで本人との関係で調査は行うものでございます。

山本議員

すいません。適正評価についてお伺いしたいんですけども、行政機関の長とか、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官というのは、適正評価がないんですよね。しなくていいんですよね。でもこの人たちしないと一番狙われる人たちじゃないですか。

山田議員

それはじゃあいかがでしょうか。

内閣官房：早川氏

行政機関の長、あるいは内閣総理大臣、国務大臣という人たちは、もともと端的にいいますと、行政機関の長自ら特定秘密を指定するものでありまして、その人たちは当然に特定秘密を扱えるものだと考えておりますし、それから任命されるにあたって当然必要なさまざまな、たとえば内閣総理大臣でありますと、国会のなかで指名されるものでありますので、そういうことを考慮して適性評価をしないということで整備をさせていただいております。

山本議員

すいません、よく言っている意味がわからないんですけども、もう一度いうと、国務大臣、内閣官房副長官、総理大臣補佐官とか、副大臣とか大臣政務官とか、そのなかにもしも外国とつながっていると情報が漏れてしまう。

(拍手)

山本議員

まさに今スパイ天国いわれてますけど、国会のなかもスパイ天国なんじゃないかなと思うんですよね。そういう意味でそういう人たちこと適正評価ってものが必要なんじゃないかなって。65,000人の人たちだけじゃなく。

内閣官房：早川氏

秘密を指定をする行政機関の長に関しては、当然秘密を扱えるという前提に立って、この法律を考えております。ただし、扱った秘密を漏れいした場合には、それは本法によって秘密の漏れい罪として処罰対象になると、そういう形で、

山田議員

今のところで論点を整理すると、21日の衆議院の予算委員会でこんな議論があったんですよ。たぶん担当になる森国務大臣と、それから石破さんですね、先ほどの。真つ当な制度ばかりとは限らないので、どうやって行政の恣意を排除するかということは重要だってことは、大臣そのものも認めてたりするわけですよ。そうなってくると、誰をもって真つ当か真つ当じゃないかっていうのもあるんですけども、必ず真つ当ではない、自らの今、政府も真つ当じゃない場合もあるんだというふうに認めているわけですから、その辺の矛盾っていうんですかね、ちょっとその辺どう考えていらっしゃるのか。確実に皆さんの上司が常に真つ当であって問題はないんだというのであれば、山本議員に対するそれは回答になのかもしれないけれども、ちょっとその辺のご認識も含めて。

内閣官房：早川氏

内閣総理大臣あるいは国務大臣、あるいはここで挙げている人に関しては、いろんな手続きを経て任命される方でありまして、この人たちに関しては適正評価は要しないと考えております。ただ、結果的に仮に漏れいした場合には処罰対象となると、そういう形で本法は規定をすることになります。

山田議員

じゃあ吉良さん。

吉良議員

日本共産党の吉良よし子です。先ほどの話でいくと、大臣に適正評価しないというのであれば、65,000 に含めた公務員の皆さんにも適正評価をしないということが大前提じゃないかと、私は思うんですけれども、先ほど調査の同意を拒否した場合、それを理由にして不利益が被らないというようなことをおっしゃいましたけれども、たとえば同意を拒否したことによって適正評価が行われないと、そのことによって秘密を扱うような職務から外されるということはあるわけですね。

内閣官房：早川氏

適正評価が、特定秘密を取り扱える人は適正評価で漏らすおそれがないと認められた方ですので、適正評価の実施に関して同意がなければ、それを扱うことはできない。

吉良議員

つまり、扱うことはできないということを理由にして、その部署から配属替えといって外に異動させられる、不利益を被っているような状態になると思うんですけれども、それはいかがなんでしょうか。

内閣官房：早川氏

それは本法に基づいて、扱われないという本法の規定があるわけでありますので、そうしたものは不利益であるとは考えておりません。

吉良議員

結局そういうことでプライバシー侵害することを拒否するような人たちをどんどん左遷していったって、権力の従う、そういう従順な人しかそういう中央省庁にいられない、出世もできないということが、不利益を被ることなんじゃないかと私は思います。こういうことは許せません。とりあえず以上です。

山本議員

すいません、さきほどの山本の続きなんですけれども、最終案のなかに、その他職務の特性等を勘案して政令で定める者、これまあ評価しない人ですよ。その他処分等の特性等を勘案して政令で定める者と書いてあるんですけども、どういう人を想定されてるんですか。

内閣官房：早川氏

行政機関といった場合には普通、行政機関の長というと、大臣とか、個人と行政機関の長というのは一致しておりますが、一部、典型的な国家公安委員会がその典型なんです、合議制の機関としてその行政機関としては、あくまで合議制の機関であると。で、そこを構成しておる国家公安委員会の委員の方というものはそこでは行政機関の長では読めない、それでそういう委員の人っていうのもそれは同じでしょうと、その構成メンバーの話では、それで政令で定めることを考えております。

山田議員

ごめんなさい。時間がですね。そろそろ、じゃあ、簡単にはい。

辰巳議員

共産党の辰巳です。適性評価の内容ですけれどもね。どういうものになるかということなんですが、かつて、かつてというか今もですけども、防衛省自衛官がこういう適正評価をやっていると思うんですけども、その中身で見ますと、政治経済等の団体および出身学校関係の親睦団体からスポーツクラブその他あらゆるものについて、現在過去を問わず記入するという内容になっているんですね。思想信条の自由そのものを侵すようなものになっているんですけど、こういう特定、いわゆる適正評価がされるということによろしいでしょうか。

内閣官房：早川氏

防衛省で行なわれているその評価内容っていうのは私は承知しておりませんが、ここで今回の適正評価の調査事項と規定するのは、先日お配りさせていただいたいわゆる 7 つの項目でありまして、そういうクラブ活動というものに関して、調査する予定はありません。

山田議員

ありがとうございます。まだまだ議論尽きないと思いますけれども一通りやりたいと思います。次はですね、国会裁判所ということで 3 点あります。ひとつが 5.1 になりますが、行政が国よりも優位に立つという認識でいいのかどうかと。これも前回取り上げました。警察庁長官が都道府県に対して提供する場合、これ 7 条なんですけど、あるいは行政が外国政府等に提供する場合、9 条よりも国会に提供する要件よりも厳しいという理解でいいのかどうか、また、提供するか否かは行政の判断次第ということでもいいのかどうかということです。それから 2 点目ですが、刑事訴追された被告人が、特定秘密とされた情報が法律の特定秘密にあたるかどうかを争う裁判ですね。これ憲法 37 条のですね。刑事被告人の諸権利というのが定められていますが、それで公開に必ずなる、憲法を遵守するという観点からは、なるんだという理解でいいのかどうか。または検閲や電話傍聴に関するものの場合、検閲や電話傍聴を受けた被害者が起こした裁判は、憲法 82 条ですね。これは、裁判の公開というのがありますので、常に対審は公開されるという理解でよろしいのかどうか、この辺をお答えいただければと思います。3 点目です。刑事や民事裁判で裁判所に秘密を提供することはあるのかどうか。行政は裁判所に秘密の提供を求められた場合に拒むことはできるのか、裁判所に秘密が提供され、裁判所が開示決定をした場合には当然秘密は開示するものなのかどうか、この辺をお答えいただけますか。

内閣官房：早川氏

まず 1 点目の国会との関係ですけれども、まず優位に立つとか云々かんぬんの認識っていうのはこれはちょっと、なんとも申し上げられないんですけど、といいますのは、もともと都道府県警察に対して、警察がこれを提供するっていうのは、警察の職務を遂行するために提供する、そういう枠組みの元でやっておりますし、あるいは外国政府の提供っていうのも安全保障の関係で必要な場合に提供する、そういうことが法律で書いてあるわけです。一方で国会との関係に関しては、それとはまた別の規定の仕方となっております、

規定ぶりが違うということでもあります。それで、その大前提として、もともと国会法のなかで行政機関に対して、報告、記録の提出を求められたときには、行政機関は基本的にはそのことに応じなければならないというようなことを国会法で規定をしております。ただ一方で、その求めに応じないときは、理由を行政側が疎明しなければならない等を規定をした、規定があつて、さらに、国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明があつた場合には、報告または記録の提出する必要がないと、その規定があります。翻つて、特定秘密に関して考えたときには、これを国会に対して、公開する形で提供するということになれば、その特定秘密の内容からして、国家の重大な利益に悪影響を及ぼす、そういうものであると考えておきまして、最終的にはそういう声明を出すことになると、通常は考えられます。で、本法案に関しては、それを特定秘密を保護するために必要な措置は講じられるということになれば、現行でそういう形で声明を出さざるを得ないような場合についても国会の求めに応じて、特定秘密を提供することは可能となる。そういう規定を設けることを考えております。それから 2 点目の刑事訴追された被告人の裁判の公開の話ですが、当然、公開で行われることとなります。それから 3 点目の裁判所に秘密の提供を求められた場合ですけれども、刑事訴訟法あるいは民事訴訟法上では、典型的には民事訴訟法で文書提出命令のなかで、裁判所が、時間がないのでざくっと申し上げることとなりますが、インカメラ審査のために、行政側にその文書の提示を求めることがあるわけでありまして、そういう場合には、行政側から特定秘密を提供することができる旨の規定を設けて、それは提供するというを考えております。

会場

提供したあとに、開示決定の場合どうなるんですか。裁判所が判断した規定がないんですよ。提供することができるか

内閣官房：早川氏

もともと、特定秘密の保護がなされるという前提で、提供する規定を設けておきまして、インカメラのために提供するというのもそれは裁判所以外の人が閲覧させないという前提の規定がありますので、たとえば文書提出命令はありますので、したがってそういう規定を設けている、

会場

だからインカメラで開示するかどうか決定の前にするでしょ。インカメラで判断して裁判所が開示決定したらどうなるんですか。そこが書いてないんですよ、10 条には。

内閣官房：早川氏

裁判所が開示決定をすべきであるということになれば、それはその秘密の必要性を裁判所が判断をして、保護すべきかどうかというものを判断して裁判所が見た上での判断になりますのでそこで見た上で、インカメラした上で開示をせよということになれば、それは特定秘密として保護すべきものではないと、たとえば、ほかで申しております情報公開審査会のインカメラ審査と同じように、その判断を尊重して、特定秘密を明らかにするって

いうことになると思います。

会場

じゃあ、それは裁判所が開示決定したら出るってことでいいですね。

内閣官房：早川氏

当然、裁判所の判断を尊重する形になると思います。

山田議員

ありがとうございます。主濱さん。

主濱議員

はい。それでは、今まで各論についていろいろお話を伺いました。この各論についても極めて不透明であるというふうなことが感じられました。私、一気にまた総論の部分に戻しまして、第3回目で質問をさせていただいたんですが、罪刑法定主義との関係をしっかりとやらないと、この法律、日の目を見ませんよ、ここをクリアしないと。罪刑法定主義をきっちりね、これに合ってるんだ、どうだと、こういうふうなことを明らかにしてもらいたい。まず、罪刑法定主義の内容からいきますと、これは、国民にあらかじめ、これは罪なんだよ、これやると罪になるんですよ、こういうことを、あらかじめ知らせておかなければいけないということが大切だ。

(拍手)

主濱議員

第2は、その罪刑法定主義がですね、国会が決めた、国会が決めると、国民の代表である国会で決めるんだと、こういうことが、第2番であるというふうに思います。これ、きっちり満たすかどうかというのが第1点目、それから、まず、少なくとも、先ほど警察庁の村田課長さんがおっしゃいましたように、捜査当局すら、この何が秘密か、何が罪なのか、これすらわからないわけですよ。国民はわかりません。そういうなかで、これが実は罪です。そういうことを言えるのかどうかという問題。行政が、行政の長が指定しただけで、行政の長が指定しただけで、それは、もう罪となるのかどうか、ここをクリアしないと、この法案を提出したとたんに、私は、安倍内閣、笑い者になるんじゃないかなと、こういうふうに思うんです。

(拍手)

主濱議員

それはやっぱり、ここを突破しない限りは、この法律は私は合憲な法律であると、こういうふうには思われたい、このように思うんですがこのところをまずお話を伺いたい。

(拍手)

内閣官房：早川氏

元々、本法で保護しようとしておる特定秘密で、一番その、罪刑法定主義といいますか、罰則との関係で申しますと、保護しようとしているのは、これを取り扱う公務員が漏えいすることを防止したい、それを防ぎたいというものであります。で、その扱っている公務

員に対して、何が特定秘密であるのかっていうのは、特定秘密に指定した場合には、その文書に対して、特定秘密の表示をする予定でありまして、当然、これを取り扱ってる公務員は、これがわかるというものであります。したがって、その秘密の防止のために、その表示の措置をして、何が特定秘密なのかっていうのをわかった上で、公務員は扱っていくものでありまして、問題はないと思っておりますし、元々、その、本法と同じように、元々、国家公務員法で守秘義務の規定がありますし、現行の自衛隊法のなかでも、その防衛秘密制度というものがあって、その漏えいに対する罰則があるということでありまして、本法は、なんらその、憲法に反するようなものではないと考えております。

福島議員

いや、主濱さんの、違いますよね。

主濱議員

私が言ったのはね、もうちょっと違うんですよね。まず、第1点、あらかじめ国民に知らせておく必要があるのではないか、それから国会が決める、国会が定めるべきではないだろうかと、この2点を言ったんですが、それは個々の公務員に、これは特定秘密だっていうのがどうやって知らせられるんですか。これ、要するに国民が知らせられないので、なぜ、知らせられるんですか。

主濱議員

そういう問題ですよ。そして、教唆とかさまざまな国民の側も、それも処罰の対象となっている。それを国民はどうやって、あらかじめ知ってることができるんですか。こういう問題です。それから、行政の長が罪を決めることができるんですか。これをクリアできないと、私はこの法案、法律は日の目を見ないというふうに思います。

(拍手)

福島議員

つまりね、特定秘密って決めたことは誰もチェックできないんですよ、第三者が。そして、市民がそれをアクセスしたい、たとえば、三矢作戦ってかつてあったけれど、たとえば、防衛省のなかに実はいろんな作戦今考えてるんじゃないか、具体的に、こうだ、こうだ、こうだ、じゃあジャーナリストが、市民が、国会議員が、それを追求しようと思ってやったら、実はそれ特定秘密だったと、さっき警察庁おっしゃったじゃないですか。逮捕する段階で特定秘密かどうか誰もわからないんですよ。どうするんですか。これ、裁判になったらどうなるんですか。

山田議員

あのう、すみません。

福島議員

裁判のなかで、特定秘密ってあきらかにできないんでしょ。何を洩らしたか、訴状はどう書くんですか。

山田議員

ぜひ、ちょっと、

福島議員

誰もわからない。何かわからないけど私と山本さんが触れてしまったみたいな、そんな感じになるんですか？どういう起訴状になるんですか。どう立証するんですか。

内閣官房：早川氏

あのう

福島議員

逆にいうとね、特定秘密が

山田議員

先にお聞きしましょう、はい。

福島議員

どうぞ。

内閣官房：早川氏

元々、その秘密に関しては指定をただけでは不足に、裁判例でも実質秘性が必要だということになっておりまして、したがってその裁判のなかでも、秘密そのものの内容を、仮に明らかにできないとしても、どういう形で秘密指定をしたのか、特定秘密の指定をしたのか、どういう手続きでやったのかという、その形式的な秘密指定の中身だけではなくて、実質的に、この漏えいしたとされる秘密がどういう影響を及ぼすことがあるがゆえに、秘密指定をしたのかっていうその実質的な秘密性というものを当然説明しなければならぬと思っています。

山田議員

はい、申し訳ございません。時間がここ、会場がですね、11時今回タイトなので、進みたいと思います。報道の自由、パブリックコメントということで、望遠レンズ等で撮影する場合、放置された書類を見る場合、耳に、壁に耳を当てての盗み聞き、酔わせて聞き出すハニートラップはマスコミ配慮規定の著しく不当な方法に該当するのかどうかという点、それから、パブリックコメントも少しやりたいと思います。パブリックコメントも出ております。これ、さらなる詳細な情報を公開して欲しいという要望があったんですけど、これに対する方向性、それから、パブリックコメントの付番の方法はどのように成り立っているのか、パブリックコメントで法案名称が通称名称や類似名となっているものについては意見としてカウントされてるのかどうか。それから内閣官房において、寄せられたご意見を参考にしつつ、今後更に検討を進めてまいりますとありますけれども、具体的にはどのような手続きをとられるのかどうか。現時点で参考意見として法文が変更箇所はあるのかどうか。詳細が公開されていないその他の意見であっても、今後参考にする可能性はあるのかどうか、お答えいただけると。

内閣官房：早川氏

1点目の望遠レンズ、あるいは放置された書類、壁の耳あて、それから酔わせて聞き出すつ

ていうのは、いずれも著しく不当な方法には該当しないと考えております。それから、ハニートラップっていうのはちょっと、そのハニートラップのその具体的な対応を個別具体的に判断しないと、ちょっと、ハニートラップっていういろんな対応があると思いますので、ちょっと一義的にはご回答は難しいかなと思ってます。

山田議員

パブリックコメントも。

内閣官房：橋場氏

はい、続きましてパブリックコメントの点ですが、先般実施いたしましたその意見募集の結果につきましては、いただいたすべてのご意見を確認いたしまして、賛成の立場からのもの、反対の立場からのもの、およびその他に分類した上で、提出された方々の個人情報にも配慮しつつ、それぞれのポイントを取りまとめた上で、10月8日以降、インターネット、電子政府の総合窓口、イーガブ（e-Gov）と呼ばれているものですが、の上で公表いたしました。このたびの意見募集につきましては、無記名、それから自由記載によるものとしたものでございますので、いただいたご意見のうち、約6割が匿名によるものであります。その他ご意見の形態もですね、単に反対、などその結論だけを述べられているものから、十数枚の用紙に渡る内容のものなど様々ございましたので、その対応につきましては、すでに公表した結果のなかに反映されてるものと考えているところでございます。この意見募集でいただきましたご意見につきましては、電子メール、郵送、それからFAXによる提出方法ごとに仕分けをいたしまして、概ねではございますが、800件ないしは、1,000件ごとぐらいでファイリングをいたしました。そのあと、各ファイルごとに通し番号をつけた上で、管理しているところでございます。それから、法案名称は通称名や類似名となっているものについてもというところについては、ちょっとご質問の趣旨が必ずしも明確ではないかもしれないのかもしれませんが、設定された期限内にいただいたご意見につきましては、表題の有無それから記載の形態に関わらず、ご意見として受理した上で集計しておりますので、その数についても公表した資料に計上しているところでございます。最後の点ですが、特定秘密の指定が恣意的になされる恐れがあるとかですね、国民の知る権利や報道の自由が侵害されるといったようなご意見を、意見募集の際にいただいたことを踏まえまして、国民の知る権利、それから報道の自由の保障等につきまして、必要な修正をおこなってきたところでございます。

山田議員

はい。もうお時間になりました。たぶん会場の方々も何か質問しないと、不満がたまってしまうので、国会議員ばかりやっても仕方がないので、会場からもほんとに2〜3になるかも知れませんが、ぜひ。じゃあ、一番最初に手上げた人から。あつ、そちらのほうに、メガネ掛けておられる方。手短に簡潔にすいません、ご質問いただければと思います。

オオヤマ氏

はい、ありがとうございます。調布からきましたオオヤマと申します。こんな内容で手短かに話せというのが無理なんですけどね。まずいえることは、憲法 98 条の 1 項があるわけですから、今日一生懸命皆さんしゃべってくださったんですよ。しかし、もう論議することのほうが間違ってるんじゃないですか。98 条の 1 項にはちゃんとこれはもう無効だと書かれていますよ。この問題はとても重要なのは、安倍さんが強行採決したあとでもできあがった法案も効力を有しないと書いてある。なのに、頭のいいはずの官僚の方々が、すでにこの法律はできあがるのが前提だという形で話をしてるでしょう。これおかしくありませんか。この法律はできてない。それからあともうひとつは、これはもうせつかく官僚の方がいらっしゃいますからいわせていただきますが、法案っていうんだったらば、ちゃんと法律の法案の要件を具備した綺麗なものを作ったほうがよろしいんじゃないでしょうか。現状では法案もどきであって、これは法律の体をなしていませんから、その点でも無効ですよ。これは内閣法制局長官の方の責任だと思います。

山田議員

ありがとうございます。ぜひお答えをいただければと思いますがよろしいでしょうか。

内閣官房：早川氏

今まさに、成案を提出、閣議決定できるように検討を鋭意進めているところであります。それから、当然憲法等さまざまな法令にタッチする形で必要な規定に関して検討を進めているところであります。

山田議員

はい、次に後ろの方。簡潔にご質問いただけると大変ありがたいと思います。

ハリガイ氏

私、治安維持法国家賠償要求同盟のハリガイと申します。だいたい、この法律は何を秘密にするのかというのは、自分たちで決めるというようになってますけど、誰が誰に対して秘密にするのかということですよ。誰が誰に対して何を秘密にするのかということなんです。安倍さんも国家の安全、国民の安全を守るために秘密法が必要だとかいうふうにいうんですけども、実際にじゃあ誰にこの法律で、罰せられるのは誰かということですよ。国民が罰せられるような法律をどうやって作るんだっていることなんだよね。そして安全が守られるのかと。戦前の軍事機密法でいえば、最後は、気象情報まで発表しなくなったんですよ。気象情報まで発表しない。この台風が次々来るときに気象状況が発表できないような、こういうものになっていく危険があるんじゃないかっていうことを皆が心配してるんじゃないですか。そのことに対して、今日の説明は、全く納得がいけないと思いますよ。それから、アメリカとの軍事規定、機密を守らなくちゃいけないと。アメリカがもうすでにそういう規定がもう全部公開しても、日本がそういうものは存じておりませんというふうな、今の政府がこんなことをやる権利があるのかということですよ。もっとやっぱり、現在この法律を国会に提出するなんてとんでもないというふうには私は思います。もし、そのことに対して誰が誰に対してこの法律を施行するのかということについて、正確

に答えられるんだったら答えて欲しいと思います。

山田議員

よろしくをお願いします。

内閣官房：早川氏

本法は、目的は国と国民の安全を確保するために法を制定するものでありまして、処罰の対象となるのは主として秘密漏えいした、秘密を扱っている公務員が処罰対象となるのであります。それから戦前の国家機密法ですか、それに関しての気象情報というものがありました。今日の別表、パブリックコメント実施時の別表をお配りしておりますが、気象情報というものは本法で特定秘密として指定する対象とはなりません。それは法律で明確に別表に規定する事項でこれにも該当しないということは、明らかになっております。拡大解釈についても本法のなかで、拡大解釈をしないというような形でのその規定も設けまして、本法は国と国民の安全を守るために必要となる秘密を守る法律であります。

山田議員

大変申し訳ありません。ちょっと私のほうが時間配分を間違えちゃいまして、11時を大きく超えております。この会場はもう撤収があと10分ぐらいでなければいけないということですので、質問等の時間を打ち切りにさせていただきます。申し訳ございません。ただ、引き続き国会議員等を通じて、政府等に関しては質問の要求はしていきます。それから、今回2.2から2.5に関しては、赤嶺議員が質問している別表に関する情報、規定ということについては、ぜひ別で赤嶺議員の事務所のほうから、質問を投げさせていただいて、これは我々のほうでも回答がのるようにしたいと思います。ちなみに前回の内容それから今回の内容は、議事録という形でできるだけ正確に、私、参議院議員山田太郎の事務所のほうが責任を持って作成して、公知のものとして発表させていただきたいというふうに思っております。本当に今日はこんな形で時間がなかなか過ぎてしまいました。逆に一生懸命、省庁の皆さんも答えていただいたんだというふうに思います。あとは、これを進めようとしている政治家側というのがありますので、そこは厳しく我々国会議員として政治家同士、闘っていかなければならないということだと思います。長時間にわたって、非常に質問の内容多岐にわたりました。決してこれで完璧なものというわけではないと思いますけれども、今後も勉強会を進めながら、最後に呼びかけ人福島議員のほうから。

福島議員

今日はどうも本当にありがとうございました。そしていつも名司会の山田さん本当にありがとうございました。こういうまだまだわからないなかで、さっき罪刑法定主義というお話もありましたが、明日閣議決定はないよねというふうに思います。今後、行政交渉するのがもっとテーマを深めていくのか、専門家をお呼びするのか、市民集会をやっていくのか、呼びかけ人のみんなでも、また集まっているんならこういうことをしようということ明日以降ちょっと大急ぎで話し合いたいと思いますし、市民の皆さんもどうかこれは秘密保護法を考える超党派の議員と市民の勉強会ですので、またいろいろこういうことをやりましょ

うということと一緒にやっていきたいと思えます。これからもよろしく願いいたします。

山田議員

参加者 200 名ということで発表させていただいております。本当にたくさんの方々お集まりいただきました。ありがとうございます。そして何よりも今回、ご回答いただいた官庁の皆様、本当ご苦労様です。ありがとうございました。本当に今日は皆さんどうもありがとうございます。これにて今回の勉強会、終わりさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

*議事に関しては誠実に議事録を作成したつもりですが、一部文意を通すために、山田太郎参議院議員の責任により、加筆修正している部分もあります。

*本件議事録についてのご質問等については山田太郎事務所(03-6550-0708)までご連絡ください。